

令和2年5月23日

保護者の皆様へ

認定こども園 白兔愛育園
園長 廣瀬 元正

新型コロナウイルス感染症による登園自粛の終了・保育料等の精算について

標記の件、4月9日より新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、高砂市から登園自粛の要請を受けておりましたが、このたび国の緊急事態宣言が解除されたことにより、5月31日をもって登園自粛を終了する旨の通知がございました。

つきましては、当園におきまして6月1日より下記の感染防止対策を厳重に徹底した上で通常保育を実施いたします。

なお、保育料や諸費については下記の通り精算させて頂く予定です。ご不明な点は、園長もしくは担任までお問合せください。

記

【登園自粛終了日】 令和2年5月31日（日）

【通常保育開始日】 令和2年6月 1日（月）

【感染防止対策】

①お子様の検温について

毎朝お子様の体温を測ってください。また、別紙の表に体温を記入し必ず登園時に園に提出してください。発熱（37.5℃以上）や体調不良時は家庭での保育をお願いします。

②ご家族の体調について

同居する家族の方で発熱等の体調不良がある場合も登園を控えてください。

③マスク着用について

保護者の皆様におかれましては、送迎時にマスク着用のご協力をお願いします。

④家庭での予防について

感染予防のためにご家庭でも手洗い、うがいやマスクの着用をお願いします。

※感染の心配や不安があり登園しない場合は、園まで登園しない旨の連絡をお願いします。

※登園自粛要請による保育料の日割り計算による減免の対象は5月31日までとなりますので、登園しない場合でも保育料等の減免はありません。

【6月の保育内容】

①慣らし保育について

6月1日から通常保育になりますが、登園自粛により長期欠席した園児には「慣らし

し保育」をお願いする場合がございます。ただし、勤務等で送迎の都合のつかない方は園までご相談ください。

②各教室について

園だよりに記載している通りですが、スイミングスクールとカワイ音楽教室については6月中は実施いたしません。

※その他の行事や持ち物等については「6月の園だより」を必ずご覧ください。

【保育料等の精算】

①保育料（4・5月分）について

登園自粛期間中の4月・5月分の保育料について、既に園に納入して頂いた金額から、市より各家庭に送付された減免保育料通知金額（登園自粛した日数を日割計算したうえで変更された保育料）の差額分を、園から現金にて返還させていただきます。

※保育料を滞納されている方には返還できません。

※6月分は通常通りの金額を22日に口座引落としさせていただきます。

②諸費について

4・5月分の父母の会費（1ヵ月400円）、および4・5月分の絵本代は通常通りの金額を、6月分とあわせて徴収いたします。

なお、今年度の災害共済費用（年間300円）を別途徴収させていただきます。

③主食費（4・5月分）について

4・5月分の主食費は、主食提供日に登園している場合に1日50円を徴収いたします。6月分は通常通り1ヵ月100円を徴収いたします。

④副食費（4・5月分）および延長保育料（4・5月分）について

いずれも保育料と同じ日割計算の方式により金額を算出します。未納の方からはその金額を徴収し、既に満額を納入した方には差額を返還いたします。6月分は通常通り徴収いたします。

⑤預かり保育料について

実際に預かり保育を利用した日数分（1日450円）を徴収いたします。

※上記の①～⑤を園児ごとに6月分（6月保育料をのぞく）とともに精算させていただきます。保護者様に明細書とともに現金にて徴収させていただきますか、もしくは返還させていただきます。

※基本、①～⑤をまとめて精算いたしますが、保育料と諸費をわけて精算をご希望される方は担任までお伝えください。

※徴収・返還の時期について、市が行う保育料（5月分）の計算が済んでからになりますので、6月中旬ごろを予定しております。

以上